

県立リハビリテーション中央病院 テレビ付き床頭台
運営事業者募集要項

令和7年11月

1. 目 的

この要項は、兵庫県病院局が設置する兵庫県立リハビリテーション中央病院(以下「本病院」という。)の指定場所(別添図面記載のとおり)で行政財産の使用許可を受け、入院患者の療養環境向上を図るため、テレビ付き床頭台(以下「床頭台」という。)を設置運営する事業者(法人、個人又はグループ。以下同じ。)を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続等について定めるものです。

2. 床頭台の概要

(1) 物件の内容

No.	種 別	数量	設置場所	特記事項
①	床頭台(テレビ・セフティボックス・冷蔵庫・DVD プレーヤー(BD 対応))	296 台	各病床	特別室 3 室を除く
②	床頭台(テレビ・セフティボックス・DVD プレーヤー(BD 対応))	3 台	特別室	患者利用料は無料
③	プリペイドカードタイマー	296 台	各病床	特別室 3 室を除く
④	プリペイドカード販売機	3 台	各病棟	本館 3, 4, 5 階
⑤	プリペイドカード精算機	2 台	1 階	

(2) 設置に係る費用条件

① テレビ設置工事等

テレビ視聴のために要する工事費等は、すべて事業者の負担とします。

② 電気料、NHK 受信料

テレビ付き床頭台の設置運営に係る電気料(テレビ等)と NHK 受信料は、すべて事業者の負担とし、NHK 受信料に係る NHK との協議・契約は事業者名で行うものとします。

※NHK との受信契約を要する病床は、299 床を予定しています。

③ 床頭台の撤去費用

許可期間終了時の許可事業者設置床頭台の撤去・搬出費用は、すべて事業者の負担とします。

3. 本病院の概要

(1) 病院の規模(令和 7 年 10 月 1 日現在)

稼働病床数=330 床

標榜科=14 科

(2) 患者数(令和 6 年度実績・1 日当たり)

入院患者数=244.8 人、外来患者数=239.3 人

※ 同敷地内に救護施設、障害者支援施設、障害児入所施設、職業能力開発施設、障害者スポーツ交流館、福祉のまちづくり研究所等があります。

詳しくはホームページをご覧ください。

URL <https://www.hwc.or.jp/rihacenter/>

(3) 職員数(令和7年10月1日現在)

約400人(臨時職員、契約職職員、委託職員等を含む)

※敷地内(総合リハビリテーションセンター)全体では約800人

(4) 外来診療日

土・日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日

4. 応募資格

次の要件を満たす事業者に関し、応募することができます。

(1) 応募者の構成

応募者は、1者とすることも複数の事業者で構成するグループとすることも可能とします。複数の事業者のグループにより応募する場合には、グループの代表者を定めるものとします。

応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできません。

(2) 事業実績のある者

本病院の貸しテレビ(又はテレビ付き床頭台)と同等以上の事業を過去1年以上継続して健全な経営を行っている者であること。

(3) 許認可等の取得者

床頭台の業務に当たり、食品衛生法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の関係法令等の規程に基づく許認可等(届出を含む)が必要な場合は、応募の時点においてそれらを有する者であること。

(4) 欠格要件のない者

次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 本業務に係る告示日から応募受付期間の末日までの間において、本県の指名停止基準に基づく指名停止を受けた者
- ② 成年被後見人及び被補佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ③ 国税及び県税を滞納している者
- ④ 公募開始日前日までの1年間に食品衛生法(昭和22年法律第233号)に違反したとして行政処分を受けた者
- ⑤ 兵庫県暴力団排除条例(平成22年条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者
- ⑥ 兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成23年公安委員会規則第2条)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑧ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てが告示日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされている者

5. 公募条件

(1) 使用許可の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。

なお、許可期間内に床頭台の運営に特段の問題を生じず、かつ本病院が使用許可の継続を希望する場合には、当初の許可要件を変更しないことを前提に、令和 14 年 3 月 31 日を限度として、同一期間の使用許可の延長を求めることができます。

(2) 使用料

事業者は、次に掲げる区分に従い、使用料を提案できるものとします。

① 最低使用料(3 年分)

○ テレビ付き床頭台 1 台あたりの専用部分の面積

0.4 m²未満・・・・・・・・ 4,210 円/台×3 年=12,630 円/台

0.4 m²以上 0.7 m²未満・・ 7,350 円/台×3 年=22,050 円/台

0.7 m²以上 1.0 m²未満・・ 10,810 円/台×3 年=32,430 円/台

※ 上記最低使用料は、病院局公有財産取扱規程(平成 14 年病院局管理規定第 19 号)別表第 1 に定める建物使用料に基づくテレビ付き床頭台の面積に対する使用料です。

なお、使用面積を拡張する場合はその面積に応じた使用料を最低使用料として加えます。

※ 使用許可後に、病院局公有財産取扱規程の建物使用料に係る改定があった場合は、改定後の建物使用料により計算した額を最低使用料とします。

② 価格提案に係る使用料

前号に記載の最低使用料に加え、事業者が企画提案書に示す一定の率(歩合)を床頭台利用の年間売上見込額に乗じた額(売上実績に応じた加算使用料)。

但し、

ア 売上実績額が売上見込額を上回った場合は、「床頭台利用の売上実績額(税込)に一定の率(提案手数料率)に乗じた額」とします。

イ 売上実績額が売上見込額を下回った場合は、「企画提案書に示す床頭台利用の売上見込額(税込)に一定の率(提案手数料率)に乗じた額」とします。

③ 使用料の納付

ア 最低使用料は年度ごとの納付とし、年度当初に本病院が指定する方法により納付して下さい。

イ 価格提案に係る使用料の納付については、本病院と事業者が協議して定めることとします。

(3) 必要経費等の負担

次に掲げる経費等は、すべて事業者の負担とします。

① 使用許可部分に係る光熱水費

② 使用許可部分に係る清掃、廃棄物等の処理経費

③ 通信運搬費、消耗品費及びその他床頭台等の運営に関する一切の経費

④ 利用者による使用許可部分の設備汚損、破損に対する対応経費

⑤ 床頭台の運営に当たり、利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費

- ⑥ 使用許可部分に係るセキュリティ経費及び商品等に係る火災保険料等
 なお、使用許可部分に係る消防設備点検経費等病院建物の維持管理のため、本病院が業務委託を行っている経費については、年度末に病院から事業者に請求します。

6. 床頭台の運営条件(要求水準)

床頭台の運営に係る事業者の提案は、企画提案書(様式第3号)に従い提案内容の記載を求めますが、本病院の求める床頭台の要求水準は下記のとおりです。

床頭台本体	① 利用料金は、全台とも無料とすること。 ② 寸法はベッド周辺で医療行為を行う場合に支障にならないよう配慮すること。 (参考) 現床頭台 (幅)49cm 程度、(奥行)50cm 程度 ③ 地震対策等、転倒防止に十分配慮すること。 ④ 角に丸みを持たせる等、安全面に十分配慮すること。 ⑤ 抗菌性、耐熱、耐水性及び耐久性に優れていること。 ⑥ 物を置ける部分を多く設けること(天板、スライドテーブル、サイドテーブル等) ⑦ キャスターで移動可能なこと(前部ストッパー付き) ⑧ 木製で病室に調和した色調であること。 ⑨ 揮発性有機化合物(VOC)対策が措置されていること。 ⑩ 前面にコンセントを2つ以上設置すること。 ⑪ テレビの向きや角度が容易に調節でき、視聴しない時は格納できること。 ⑫ DVD プレーヤーを収納できるスペースを設けること。 ⑬ 下部収納スペース床頭台は引き出しとすること。 ⑭ 両側面にタオル掛け及びスッテキホルダーを設置すること。 ⑮ センサー式の脚下灯を備え、台下部に物が入りにくい構造とすること。 ⑯ 一括で4輪ロックが可能なこと。
カード式テレビ	① 利用料金は、1,000 円で1,000 分程度視聴可能を基本とし、より安価な提案も可能とする。(内税で時間精算できること) ② 利用料金の支払いは、プリペイドカード方式によること。 ③ ワイヤレスリモコン付きの19インチ程度の画面16:9のワイド液晶地上波デジタルチューナー内蔵型テレビとすること。 ④ 国内で一般的に普及している製品(家電量販店等販売)とすること。 ⑤ イヤホンによる視聴が可能なこと。 ⑥ 同調防止が図られていること。
DVD プレーヤー	① 利用料金は、全台とも無料とすること。 ② 国内で一般的に普及している製品(家電量販店等販売)とすること。 ③ ブルーレイディスク対応製品であること。 ④ 床頭台に収納できるコンパクトな物であること。
セフティボックス	① 利用料金は、全台とも無料とすること。 ② 大型財布等がスムーズに収納できる容量であること。(幅17cm×奥行32cm以上)

	③ 高齢者等も操作が容易な電子ロック式であること。 ④ 引き出しに鍵を付けるタイプは不可とする。 ⑤ 鍵は複製できないものとし、鍵紛失時にはマスターキーで開錠後、現行の鍵での開錠を無効とし、新たに鍵を交換・作製できること。 ⑥ マスターキー紛失の際には、即時に紛失したマスターキーを無効とし、新たに交換・作製できること。 こじ開け等の盗難防止機能が備えられ、かつ、万が一の場合の盗難保証制度が付いていること。
冷蔵庫	① 利用料金は、200 円／日を基本とし、より安価な提案も可能とする（内税で引き落としは1日単位とすること）。 ② 利用料金の支払いは、プリペイドカード方式によること。 ③ 有効内容量 20～25 リットル程度、抗菌仕様とすること。 ④ 国内で一般的に普及している製品(家電量販店等販売)とすること。 ⑤ 病室での利用のため、静音・低振動設計であること。 ⑥ ベッドを中心に床頭台を左右どちら側に設置した場合においても、庫内の物を取り出しやすい引き出し式とすること。 ⑦ 閉め忘れ防止機能がついており、衛生面に優れた機器であること。 ⑧ 床頭台に設置できること。
プリペイドカードタイマー	① カード利用料金は、10 度数単位での引き落としが可能とすること。 ② カード2枚挿入防止機能付きであること。 ③ 残時間・残料金がわかりやすく表示できること。 ④ テレビ及び冷蔵庫に係る課金装置は、床頭台に内蔵すること。
プリペイドカード販売機	① カード販売価格は1枚1,000円とし、消費税は内税とすること。 ② 車椅子利用者に配慮した低床型とし、転倒防止措置を講ずること。 ③ 盗難防止等、防止上必要な措置を講ずること(盗難等の被害はすべて事業者の責で負うものとする) ④ 本病院でのみ利用可能なカードとすること。 ⑤ 電磁的な販売明細集計表のプリントアウト可能な機能を有すること。 ⑥ 令和6年7月発行の新紙幣に対応可能なこと。
プリペイドカード精算機	① 精算手数料を徴しないものとし、10円単位での払い戻しが可能な機能を有すること。(未使用カードについても同様に全額払い戻せること) ② 車椅子利用者に配慮した低床型とし、転倒防止措置を講ずること。 ③ 盗難防止等、防犯上必要な措置を講ずること(盗難等の被害はすべて事業者の責で負うものとする) ④ 電磁的な販売明細集計表のプリントアウト可能な機能を有すること。

※ 運営全般に係る遵守事項

- (1) 床頭台の運営に関する権利は、第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 食品衛生法、病院管理上の諸規則その他法令など規則等を遵守すること。

- (3) 行政財産使用料及び本病院の立替え費用(光熱水費等)等の必要経費については、本病院が示す納期限までに確実に納付すること。
- (4) 床頭台の搬入については、本病院が指定する時間帯や経路に従うこと。
- (5) 金銭管理(釣り銭対応含む)など床頭台の運営に関する維持管理は、事業者が対応すること。
- (6) 床頭台に係る故障、問合せ、苦情等については、事業者の責任において、迅速に対応すること。
- (7) 床頭台関係機器の周辺を清潔に保ち、病院の美観、衛生環境を損なわないこと。
- (8) 床頭台には、事業者や商品販売と関係の無い広告を掲示しないこと。
- (9) 病院の床頭台は、病院患者のアメニティ向上の重要な要素であることを十分認識し、病院運営に貢献すること。
- (10) 従業員は、病院内での業務であることの自覚を持ち、清潔感ある身なりで業務にあたる(名札必須、ユニフォーム着用が望ましい。)とともに患者に対し、癒しある接客対応に努めること。また、事業者は、これを遂行するため、積極的に接遇研修の実施に努めること。
- (11) 受電設備の点検等のため、事前に連絡のうえ停電作業を実施することがある。
- (12) その他床頭台の運営に関し、本病院の指示がある場合は、速やかに対応すること。
- (13) 毎月当初に、前月分の売上実績額等、本病院が求める定期報告を行うこと。
- (14) 故障・不具合が生じた場合は、即応できる保守管理体制を整備すること。
- (15) 定期的に点検・消毒その他メンテナンスを行うこと。特に患者の退院時には必ず床頭台の点検・消毒等を行うこと。
- (16) セフティボックスの電子ロックキーの電池を3年以内に定期的に交換すること。

7. 応募申込手続

- (1) 提出書類(①～⑥各1部、⑦、⑧各11部)
 - ① 参加申込書(様式第1号)
 - ② 欠格要件なきことの誓約書(様式第2号)
 - ③ 納税証明書(直近のもの)
 - ④ 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書
 - ⑤ (法人の場合のみ必要)発行後3ヶ月以内の商業登記簿の「履歴事項全部証明書」(個人の場合のみ必要)発行後3ヶ月以内の身分証明書(「本籍地市区町村が証明するもの」及び成年被後見人、被保佐人とする記録がない旨の「法務局に登記されていないことの証明」)
 - ⑥ 本要項4-(3)に係る許認可等を証する書類の写し
 - ⑦ 会社概要(パンフレット)
 - ⑧ 企画提案書(様式第3号)
 - ⑨ その他参考資料(必要に応じ)
- グループによる応募の場合は、①及び⑧を除いて、すべての事業者のものを提出してください。

(2) 書類の提出

① 参加申込書

令和7年11月18日(火)から令和7年12月2日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号第2条に規定する県の休日(以下「県の休日」という)を除く)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)
参加申込書には(1)②～⑦の書類等の添付が必要です。

② 企画提案書等

令和7年12月2日(火)から令和7年12月8日(月)まで(県の休日を除く)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)

※ いずれも持参願います。参加申込書を期限までに提出しなかった場合には企画提案書を提出することはできません。

(3) 質問書の提出

企画提案書の提出に当たり質問がある場合は、様式第4号の質問書により、持参、FAX、又は郵便により提出してください。

○ 提出期間 令和7年11月19日(水)から令和7年12月1日(月)まで(県の休日を除く)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)
郵送の場合は、令和7年12月1日(月)必着とする。

○ 回 答 令和7年12月2日(火)から令和7年12月4日(木)まで(県の休日を除く)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)の間に、(4)の場所で閲覧方式により行います。

(4) 提出先

〒651-2181

神戸市西区曙町1070 兵庫県立リハビリテーション中央病院 総務部経理課

電話 078-927-2727 (内線 2224) FAX 078-925-9203

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

8. 企画提案書作成上の注意

(1) 企画提案書の規格はA4判とし、表紙及び目次を除いて通し番号を付し、2穴ファイルに編集してください。

(2) 企画提案書は、分かり易く簡潔に記載してください。

(3) 企画提案書には、事業内容のパンフレットを添付してください。

その他の添付書類については必要最小限のものとしてください。

(4) 企画提案書は返却しません。また、企画提案書や必要書類の作成・提出に係る一切の費用は、事業者の負担とします。

(5) 事業者から提出された企画提案書の著作権は、当該事業者に帰属します。また、提出書類に記載された個人情報、本件運営事業者の評価、選定手続きに使用すること以外に、当該事業者の承諾を得ずに利用しないものとします。

(6) 原則として、企画提案書を提出した後の訂正、追加、差替え等は認めません。

- (7) 提出した企画提案書に、「虚偽の内容が記載されているもの」又は「企画提案書の内容や提出方法等が本要項の規定に適合しないもの」の何れかに該当する場合は、無効とする場合があるので注意してください。

9. 企画提案書の審査及び結果の通知等

審査は、プロポーザル方式によるものとし、事業者より提出される企画提案書等の内容を総合的に評価した上で、最も優れた事業者を選定します。

(1) 決定方法等

本病院において設置する審査委員会で、運営条件の適合性、競争的評価項目の内容、価格提案使用料等を総合的に評価した上で、運営事業者を内定(以下「内定事業者」という)します。

ただし、本項(5)により、当該内定事業者の内定が取り消された場合は、次点の企画提案者を新たな内定事業者とします。

なお、提案内容の審査は書面によることを基本としますが、提案の内容・趣旨を正しく理解するため、必要に応じて審査委員会で個別にヒアリングを行う場合があります。

(2) 審査結果の通知

審査結果は応募事業者全員に、令和7年12月23日(火)に本病院から通知する予定です。(場合によっては遅れることがあります)

(3) 非選定理由の開示請求

内定事業者を選定されなかった者は、非選定理由を通知の日の翌日から7日以内に文書で求めることができます。

(4) 行政財産使用許可申請の手続き

内定事業者を選定された者は、本病院が指定する期日までに行政財産使用許可の申請書類を病院局経営課業務班へ提出してください。

(5) 内定事業者の取消し

次の場合には、内定事業者の内定を取り消すものとします。

- ① 正当な理由がなく、(4)に記載する期日までに行政財産使用許可の手続きに応じなかったとき。
- ② 内定から行政財産使用許可の手続きまでの間に、内定事業者について資金事情の変化等により企画提案した事業の運営の履行が確実にないと本病院が判断したとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者としてふさわしくないと本病院が判断したとき。

10. 公募対象物件に関する現地調査

参加申込書提出事業者を対象に、企画提案書を作成するために必要な現地調査を令和7年11月27日(木)午後1時に予定しています。

現地調査に参加を希望される方は、令和7年11月26日(水)午後5時までに、中央病院総務部経理課にご連絡願います。

なお、調査は必要最低限の人員・時間で効率的に実施し、病院での医療行為や患者とのトラブル防止については、十分に配慮してください(トラブルが生じた場合には、調査事業者の責任において解決すること)。